○内閣府告示第二十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年二月八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年二月一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　二戸市

三　構造改革特別区域の名称　浄法寺ふるさと再生特区

四　構造改革特別区域の範囲　二戸市の区域の一部（旧浄法寺町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特

定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

○内閣府告示第二十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第六十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年二月八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年二月一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都足立区

三　構造改革特別区域の名称　小中一貫教育による人間力育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　東京都足立区の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

○内閣府告示第二十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年十一月十七日内閣府告示第二百七十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年二月八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年二月一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　魚沼市

三　構造改革特別区域の名称　魚沼市雪のくにどぶろく特区

四　構造改革特別区域の範囲　魚沼市の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）